

沖縄型グローバル産業人材育成事業
【補助金実施要領】

沖縄県

沖縄県商工労働部産業政策課

第1 通則

- (1) 沖縄型グローバル産業人材育成事業補助金（以下、「補助金」という。）の実施については、沖縄型グローバル産業人材育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- (2) 知事は、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助事業実施期間中の事故に関して、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 沖縄型グローバル産業人材育成事業補助金交付要綱に規定する各様式の提出先は、当該年度における沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務を受注した事業者（以下、「委託先」という。）とする。

第2 沖縄型グローバル産業人材育成研修

交付要綱別表に定める補助事業のうち、沖縄型グローバル産業人材育成研修について定めるものとする。

(1) 資格及び条件

補助金交付申請する資格を有する者は、沖縄県内に本社を有する企業等又は団体とする。

(2) 補助対象

沖縄型グローバル産業人材育成研修（(1)に掲げる補助金交付申請する資格を有する者が海外展開を目的に、専門的な人材を育成するために行う研修をいう。）に係る費用の一部を補助するものとする。

(3) 補助対象経費

補助対象経費について、経費区分、内容及び上限額は別表のとおりとする。

第3 補助事業者の選考及び補助金交付申請関連

(1) 補助事業者

交付要綱別表に定める補助事業者（以下、「補助事業者」という。）は、交付要綱に定めるほか、本要領各条に定める資格及び条件を有し、次項に定める審査を経て選定された者で、知事から補助金交付決定通知を受けた者とする。

(2) 補助事業者の選考

補助事業者の選考は、公募を原則とし、委託先が定める規程等において審査するほか、外部有識者等により構成される選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て選定する。ただし、知事は、適当と認められる場合は、選考委員会に諮らずに選定することができる。

(3) 計画変更の申請（交付要綱第6条関係）

1 補助事業者がやむをえず、次に掲げる補助事業の計画について変更するときは、知事に事前に申請し承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

①補助事業の計画内容を変更するとき

②補助事業を行う派遣先を変更するとき

2 原則として、補助対象期間の変更は認められない。ただし、体調不良等や派遣先の情勢等やむを得ない事情であると認められる場合に限り、次の掲げる条件により変更を認めるものとする。

① 変更後の補助対象期間が、変更前に決定した期間を超えないこと。

② 変更後の補助対象額が、変更前に決定した額を超えないこと。

3 次に掲げる理由により補助事業を中止又は廃止するときは、知事に事前に変更申請し承認を得なければならない。

① 補助金を必要としなくなったとき。

② 補助事業を中止するとき。

③ 天災地変又は派遣先国の急激な変化等やむを得ない事情により補助事業を継続することが不可能となったとき。

④ 傷病などのために補助事業実施の見込みがないとき。

⑤ 補助対象者が死亡又は倒産等により、補助事業実施が不可能となったとき。

⑥ その他、真にやむを得ない事情により補助事業を継続することが不可能となったとき。

(4) 履行義務

補助対象者は、次の事項を履行する義務を負うものとする。

- 1 補助金を目的以外の用途に使用しないこと。
- 2 補助事業期間中は、誠実勤勉に実施すること。
- 3 補助事業期間中は、常に所在を明確にし連絡が取れるようにすること。氏名、住所等に変更事項がある場合はすみやかに知事に届けること。
- 4 補助事業期間中は、安全管理、健康管理に努め、不慮の事故や災害に対しては補助事業者の責任で対応すること。
- 5 本事業の補助対象者としての自覚を持ち、派遣先においてふさわしい言動をとること。
- 6 補助事業で得た成果をもって、沖縄県の産業振興及び海外展開に貢献すること。
- 7 補助事業期間中または終了後に求められる必要な書類をすみやかに提出すること。
- 8 成果報告会等で成果報告を行い、広く県民に成果を周知すること。
- 9 グローバル産業人材ネットワークに加入し、その運営に積極的に協力すること。
- 10 補助事業終了後は、補助事業に係る効果検証のためのフォローアップ調査に協力すること。

(5) 補助金の交付の取消し（交付要綱第12条関係）

交付要綱第12条に定める事項とは、次の場合も含まれるものとする。

- 1 知事の承認を得ずして補助事業を変更したとき。
- 2 申請書に記入すべき事項を故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより交付決定を受けたことが判明したとき。
- 3 補助事業者の責めに帰すべき不祥事、事件、事故を起こしたとき。
- 4 その他、前項で定める履行義務を怠り、補助対象者として適当でないと認めるとき。

附 則

1. この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。
2. この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
3. この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表

経費区分	補助内容		補助上限額(単価)	
交通費	往復航空運賃、鉄道運賃		実費	
	複数の研修地間の移動に係る航空運賃		実費	
宿泊費	【国内】		1日あたり 9,800円	
	【海外】	指定都市	シンガポール等	1日あたり 19,300円
		甲地方	北米、北欧等	1日あたり 16,100円
		乙地方	香港、台湾等	1日あたり 12,900円
		丙地方	アジア、中南米等	1日あたり 11,600円
講師謝金	講演会、講習会、研究会等の講師謝礼		1時間あたり 13,500円	
会場使用料	研修に係る会場使用料		1時間あたり 3,500円	
通訳料	通訳を委託する場合の通訳料		1時間あたり 5,000円	
リース料	オンライン研修環境整備に係るパソコン等リース料		実費	

1 全般的事項

- (1) 補助金は、原則として上記の定める額を補助上限額（単価）とし、補助事業者が最も経済的な通常の経路又は方法により適正に執行され支払った経費として知事から認められた額を交付する。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る経費として証する資料を保管し、交付要綱第 10 条の実績報告書に係る添付書類として提出すること。
- (3) 対象経費支出に伴う消費税及び地方消費税は補助対象とならない。
- (4) 外国通貨で支出された補助対象経費は、原則、領収書等の証拠書類に表示された日の為替レートを参考として日本円に換算する。なお、換算に際し、1円未満の端数金額は切り捨てる。

2 特記事項

(1) 交通費

- ① 往復航空運賃は、沖縄県内を起点とし、研修地までの往復の航空運賃（エコノミークラス）、航空賃燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ）、航空保険特別料金、空港税等を言う。ただし、座席指定料金及び手荷物料金は補助対象外とする。
- ② 鉄道運賃は、旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）等を言う。

(2) 宿泊費

- ① 宿泊費については、知事が適当と認めた研修計画で予定されている実研修日に係る食事代及び室料を補助対象とする。
- ② 地域区分については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 49 号）第 34 条及び同条例が示す、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114

号) 別表第二の一の備考二のとおりとする。

(3) 講師謝金

講師謝金については、実研修時間を補助の対象とし、原則、実研修時間以外に発生する講師謝金は補助対象外とする。また、講師又は講師の所属する企業と申請者との間に現に取引関係がある場合は、補助対象外とする。

(4) 会場使用料

社外の研修室等を利用した際に要する会場使用料は、1時間あたり3,500円を補助上限額とする。ただし、事業者や事業者の関連企業等の施設を利用した際は補助対象外とする。

(5) 通訳料

研修実施にあたり、通訳を社外に委託する場合の通訳料は、1時間あたり5,000円を補助上限額とする。実研修日以外の通訳料は補助対象外とする。

(6) リース料

リース料については、オンラインにより研修を実施する場合におけるパソコン、ルータ等の機器をリースするための経費を補助対象とする。